

大薬企発第44号
令和4年7月15日

事業主様

大阪薬業企業年金基金
理事長 柳原良一
(公印省略)

基金「規約変更(案)」に伴う「同意書」等について(ご連絡)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年10月に開催しました理事会、代議員会におきまして「財政検証の対応方針」のご承認を得て、事業主様には「経営状況のアンケート」にご協力いただき、令和4年2月に「事前協議書」を厚生労働省に提出したところでございます。

また、令和4年4月には事業所説明会を開催し、基金「規約変更(案)」(最低積立基準額の減額)に係る加入者「同意書」を5月末までに配布する予定としておりました。このたび厚生労働省から、これまでの行政指導とは異なる新たな指導が示され、基金「規約変更(案)」等の承認が得られないため、「同意書」を配付できない状況となっております。

財政検証の対応(基金「規約変更(案)」等)につきましては、令和2年9月から近畿厚生局と協議を開始し、その都度、厚生労働省年金局にも確認(照会文書にて回答)を得て、指導に従って手続き等を進めて参りましたが、今般厚生労働省年金局担当官の交代に伴い、基金「規約変更(案)」を再検証された結果、修正が必要との指導があり、本年4月以降、改めて厚生労働省年金局並びに近畿厚生局と協議を行っているところでございます。

つきましては、行政指導であることを鑑み、基金「規約変更(案)」の修正が必要であると考えておりますが、これまでの基本的な考え方である『現行の掛金、年金給付及び一時金の額は維持・継続する』ことに変更はございません。

なお、貴事業所における加入者様等への説明日程につきましては、誠に申し訳ありませんが、現在厚生労働省と協議中であるため、一時延期していただきますようお願い申し上げます。

今後、厚生労働省から基金「規約変更(案)」修正分の承認が得られ次第、改めて理事会、代議員会でご承認を得て、事業主様へご案内させていただきたいと存じます。

ご不明な点等につきましては、当基金（規約変更担当）までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

事業主および加入者の皆様には、大変ご迷惑とお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

＜お問い合わせ先等について＞

大阪薬業企業年金基金

〒540-0037 大阪府中央区平野町3丁目2番5号

規約変更担当（同意書担当）：原田・池堂・山本

電話 06-6945-1021

FAX 06-6947-0514

メールアドレス zaisei@daiyaku.jp

ホームページアドレス [zaiseik4395](http://zaiseik4395.jp)